特定二十六―八十一　県始良四号　〃　熊本県合志市須屋二千三百二十番地

五　独立行政法人森林総合研究所九州育種場　鹿児島県霧島市隼人町西光寺三千十番地二隼人町県営採種穂園

六　独立行政法人森林総合研究所茨城県つくば市松の里一番地

七　鹿児島県　鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号

第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分	漁業の種類	漁業に使用する漁船の合計トン数又は共済契約者の住所等の属する都道府県等の区域	塡補方式									
			全事故比例塡補方式	約定限度内塡補方式			支払上限付塡補率逓増方式	支払上限付小損害低塡補方式	支払上限付小損害不塡補方式	約定限度内低事故不塡補方式		
				特約で定める割合が三〇％の場合	特約で定める割合が二〇％の場合	特約で定める割合が一〇％の場合				特約で定める割合が三〇％の場合	特約で定める割合が二〇％の場合	特約で定める割合が一〇％の場合
(一)	法第百四条第一号（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する共同漁業権に基づく漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第一号の第一種共同漁業をとる漁業	―	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％
(二)	法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であってこんぶをとる漁業	1区	二・四一	八・三五	六・四五	三・四九	六・八〇	八・六八	六・五一	六・五六	四・五五	一・八〇
		2区	六・七九	五・八〇	四・五三	二・五六	四・〇四	五・一六	三・八七	四・五三	三・一六	一・九九
		3区	四・一三	九・四七	六・九七	三・八四	八・四〇	一〇・七四	八・〇四	七・四三	五・一九	一・九七
		4区	二六・七三	一三・九六	九・八六	五・二〇	一五・九二	一六・六〇	一五・二三	一一・五九	八・〇四	三・〇三
(三)	法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であっててんぐさをとる漁業	―	％	％	％	％	％	％	％	％	％	％
(四)	法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第二号の第二種共同漁業であってあわびをとる漁業	―	一〇・四四	七・七四	六・一二	三・七八	四・五九	五・五四	三・二六	五・九四	四・三三	一・七一
(五)	まき網を使用してしいらをとることを目的とする漁業	―	三〇・五三	一八・九二	一三・八〇	七・七四	一三・七四	一六・九四	一五・三八	一六・六三	一一・〇八	三・九八
(六)	まき網を使用して営む漁業（五）に掲げるものを除く。）	―	一一・五二	八・六六	六・三八	四・二三	五・三五	六・三四	三・九〇	五・七二	四・〇〇	一・八七
(七)	棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	百トン未満	一七・三七	一一・四三	八・六二	五・七三	七・六八	九・六八	七・六一	九・四四	六・八八	二・六九
		百トン以上	一五・四七	一〇・五三	七・六三	四・九八	六・八五	八・六三	五・八八	八・三五	六・八一	二・六九
(八)	敷網を使用して営む漁業（七）に掲げるものを除く。）	―	九・五六	七・五九	六・〇六	三・五八	四・九一	四・一四	二・二六	五・四〇	四・二三	一・七六
(九)	船びき網を使用して営む漁業	5区	一五・〇三	一一・五九	九・二四	五・三三	一一・八九	一三・六三	一一・二六	八・三〇	六・一一	二・五三
		6区	八・八五	六・八四	五・四三	三・四三	六・九九	八・五五	六・六三	五・二八	四・〇〇	一・七三
		7区	一三・五二	九・四〇	七・七九	四・九二	七・七〇	一一・四八	九・三七	六・七九	五・〇六	二・二七

区分	漁業の種類	漁業に使用する漁船の合計トン数又は共済契約者の住所等の属する都道府県等の区域	塡補方式	
			地震等限定塡補方式	
(一)	法第百四条第一号（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する共同漁業権に基づく漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第一号の第一種共同漁業をとる漁業	―	％	
(二)	法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であってこんぶをとる漁業	1区	〇・一〇	
		2区	〇・一〇	
		3区	〇・一〇	
		4区	〇・一〇	
(三)	法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第一号の第一種共同漁業であってあわびをとる漁業	―	〇・一〇	
(四)	法第百四条第一号に規定する共同漁業権に基づく漁業法第六条第五項第二号の第二種共同漁業であってあわびをとる漁業	―	〇・一〇	
(五)	まき網を使用してしいらをとることを目的とする漁業	―	〇・一〇	
(六)	まき網を使用して営む漁業（五）に掲げるものを除く。）	―	〇・一〇	
(七)	棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	百トン未満	〇・一〇	
		百トン以上	〇・一〇	
(八)	敷網を使用して営む漁業（七）に掲げるものを除く。）	―	〇・一〇	
(九)	船びき網を使用して営む漁業	5区	〇・一〇	
		6区	〇・一〇	
		7区	〇・一〇	

○農林水産省告示第七百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百六号（漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正